

令和 4 年○月○日

荷主企業（または）運送事業者 各位

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
山形県協議会

「2024 年問題」に関する意識調査（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省及び国土交通省では、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための環境整備を図るため、平成 27 年度から、トラック運送事業者・荷主・学識経験者等からなる協議会を設置し、トラックドライバーの労働時間短縮を目指して協議を進めて参りました。

さて、働き方改革関連法により 2024 年 4 月 1 日以降、自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限が 960 時間に制限され、これに違反すると罰則が適用されることとなります。これまで、トラックドライバーの労働環境は、荷待ち等による慢性的な長時間労働が課題となっており、労働時間の規制強化に伴う 2024 年問題に早急に対処しなければ、将来的に安定的な輸送を確保する事が困難な状況となっています。

つきましては、ご多忙中大変恐縮ではございますが、差し迫る「2024 年問題」について意識調査を実施し、率直なご意見や各企業様の取組み状況等をお聞かせいただきたく、アンケートの実施について御協力をお願い申し上げます。

ご回答いただきました個別の調査票については統計的に処理し、企業名等が特定されるものではございません。また、調査に御協力頂かないことによって、不利益を被ることはございません。なお、意識調査結果につきましては、データを集計分析の上、協議会での協議資料とさせて頂くとともに、東北運輸局山形運輸支局のHP上に公表予定です。

ご記入のアンケートにつきましては、同封しました切手を貼った返信用封筒に入れて、令和○年○月○日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

謹白

《アンケート調査結果についてのお問い合わせ先》

トラック輸送における取引環境・労働時間改善山形県協議会事務局
国土交通省東北運輸局山形運輸支局 輸送・監査部門 米田・金野
〒990-2162 山形市大字漆山字行段 1422-1

TEL : 023-686-4711 (音声ガイダンス 3)

「2024年問題」に関するアンケート調査 (運送事業者用)

働き方改革関連法によって2024年4月1日から適用される自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限規制により発生する諸問題、いわゆる「2024年問題」に対応していくため、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。なお、ご回答いただく調査票は無記名方式であり、統計的に処理し、企業名等が特定されるものではございません。

1. 貴社の運行形態をお聞かせください。(主となる運送形態を1つお選び下さい)
 - ①長距離輸送型 (泊まり運行が主)
 - ②中距離輸送型 (泊まりと日帰りがおおよそ半々程度)
 - ③近距離輸送型 (日帰り運行が主) ④その他 (
2. 「2024年問題」により考えられる事業への影響をお聞かせください。(複数回答可)
 - ① 営業収入の減少
 - ② ドライバー等の賃金減少
 - ③ 従業員等の離職の増加
 - ④ 荷主等との交渉
 - ⑤ 長距離運行等の廃止
 - ⑥ その他影響 ()
 - ⑦ 特に影響なし
3. 「2024年問題」に対応するため、現在すでに取り組んでいる、あるいは今後の取り組み予定をお聞かせください。(複数回答可)
 - ① ドライバー等の担い手確保・育成
 - ② DXの推進による生産性の向上 (具体例)
 - ③ 運行計画の見直し・効率化
 - ④ 賃金を含む労働条件・職場環境の見直し
 - ⑤ 荷主等との運賃交渉・荷待ち時間等削減への働きかけ
 - ⑥ その他取組 ()
 - ⑦ 特に取組予定なし
4. 「2024年問題」に対応するにあたり、不安に感じていることや関係者への要望など、自由にご記入ください。

()

2. ここ1年間程度の採用及び離職状況

《採用》

- ①採用したいが求職がない（若年層・女性層、その他）
- ②面談したが、採用に至らなかった
- ③希望通り採用出来ている
- ④採用活動はしていない ⑤その他（ ）

《離職》

- ①コロナ禍後に離職者が多くなった
- ②採用しても短期で辞める割合が高く定着率が低い
- ③離職割合は低い
- ④離職者はいない ⑤その他（ ）

3. 募集の際に工夫していること

- ①大型二種免許取得を支援している
- ②勤務時間帯の相談に応じている
- ③福利厚生制度を充実させている
- ④教育制度を強化し、若年層や女性、未経験者も歓迎している
- ⑤働き方改革の推進をアピールしている
- ⑥その他（ ）

4. トラック業界の採用を安定的にするために必要なものは何かお考えをお聞かせください。

[]

ご協力ありがとうございました。

あらためて2024年問題とは!?

働き方改革関連法によって2024年4月以降、ドライバーの拘束時間が減ることにより、様々な問題が懸念されます。

	現 行	見直し案(令和6年4月～)
拘束時間	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超は1週間2回以内) ・1ヶ月 293時間以内	・1日 原則13時間以内 最大15時間以内 (14時間超は1週間2回以内) ・1ヶ月 284時間以内
休息期間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限
連続運転時間	・4時間を超えないこと。 (30分以上の休憩等の確保(1回10分以上で分割可))	・4時間を超えないこと。 (30分以上の休憩の確保(1回概ね10分以上※で分割可)) <small>※「1回概ね10分以上」とは、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと ※運転の中断は、原則休憩とする</small>

何とかしなければ物流が停滞してしまう!?

2024年問題への対策

・ドライバーの拘束時間の減少

特に長距離輸送を行う業者では長時間労働が発生しやすいので、今までどおりに運べなくなる、もしくは法を順守した経営を行うのが困難な状況になると予想されます。

・売上・利益の減少

1日に運ぶことのできる荷物の絶対量が少なくなり、利益の減少につながります。運賃を上げれば価格競争に敗れて顧客離れが起こる恐れがありますから、安易に値上げをすればよいというわけにもいきません。

・ドライバーの収入減少

残業時間が規制されれば、その分ドライバーが受け取れる残業代も少なくなります。ドライバーが十分な収入を得られなくなって生活に困窮する恐れがありますし、収入減少による離職が起これば、人材不足に陥る可能性もあるでしょう。



・業務の合理化・労働時間の改善 → 協議会での荷主との検討・ガイドラインを参考に推進

荷主: 荷役作業の合理化 ▫ 荷待ち時間等の改善によるコスト削減

・ワークシェア → 求人 → ホワイト物流・働きやすい認証制度によるPR等

ドライバー: 働きやすい職場環境の確立 ▫ 若年層の取り込み、高齢化の解消

・ドライバー確保 → 待遇向上 → 標準運賃の確保等

事業者: 低賃金・労働時間の改善 ▫ 労働環境改善による人材の確保、業務の効率化

2024年問題はすぐそこです!!

・個々ではよい改善はできません。

・荷主・トラック事業者など関係者 一体で考えていくことが重要です。